

## 萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

令和5年7月31日条例第8号

萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成22年萩・長門清掃一部事務組合条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手続等）

第2条 職員の懲戒の手続及び効果については、萩市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年萩市条例第36号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行後は、第2条の規定により例によることとされている萩市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の例によりされたものとみなす。